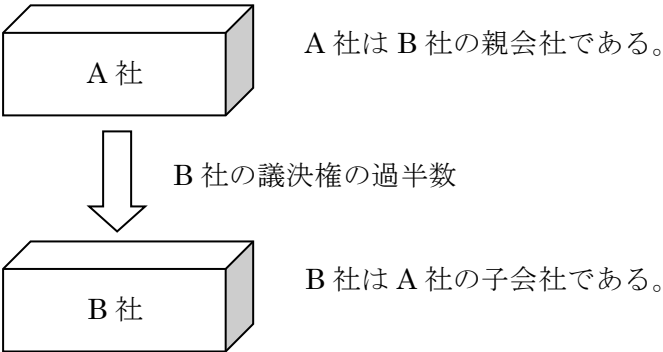


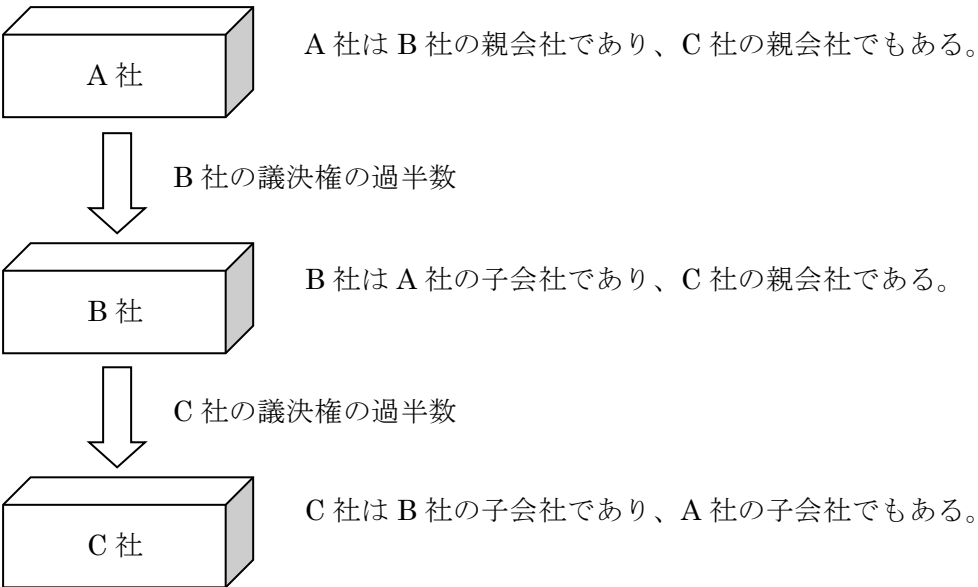
系列会社の考え方

【資本的関係の例】

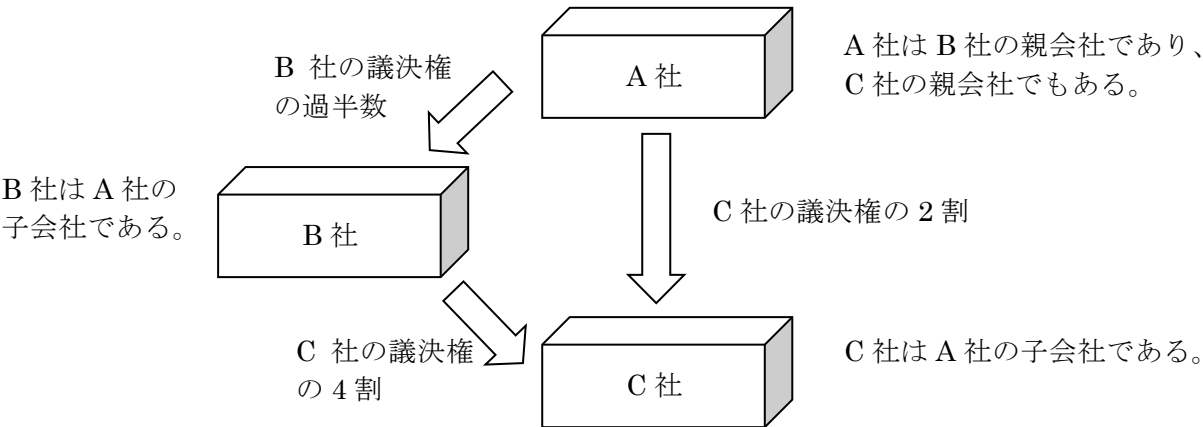
(例 1)



(例 2)



(例 3)



※B 社と C 社の間に親子関係はない。

【人的関係の例】

(例 1) 代表者（受任者を含む。）が他社の代表者（受任者を含む。）を兼任している。



(例 2) 代表者（受任者を含む。）が他社の役員等を兼任している。



(例 3) 役員等が他社の役員等を兼任している。



(1) 受任者とは、契約締結権を委任された者をいう。

(2) 役員等とは、次の者をいう。

① 会社の代表権を有する取締役

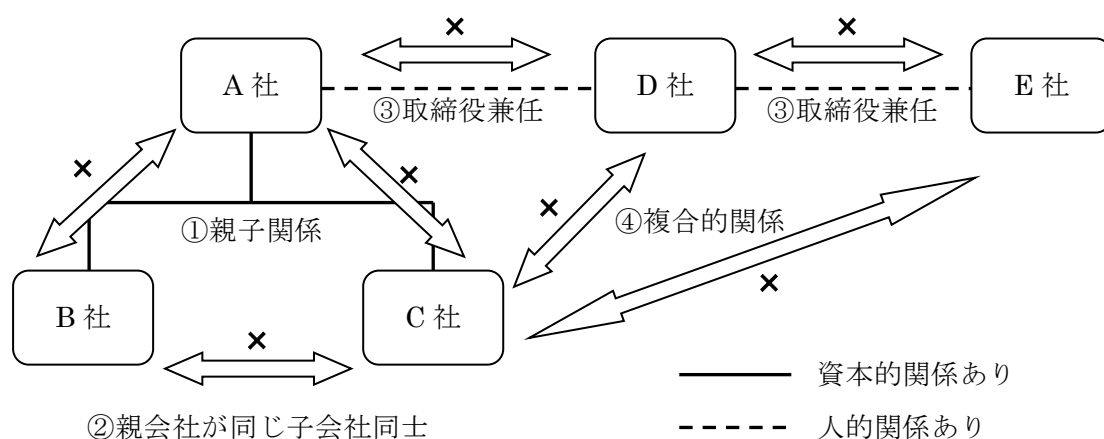
② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 監査役及び執行役員は、役員等には該当しない。

【入札参加が制限される場合】



上図の場合、各社は次の関係に該当するため、同一入札への参加が制限される。ただし、1 者を除き辞退（不参加）すれば残る 1 者は参加可能。

① 親会社と子会社の関係にある（A－B、A－C）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある（B－C）

③ 役員等が兼任している（A－D、D－E）

④ ①～③の複合的關係にある（A－E、B－D、B－E、C－D、C－E）